

FUND
REPORT

足元の運用状況と今後の見通しについて

アジア好利回りリート・ファンド
アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）

※各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにすることがあります。

アジア好利回りリート・ファンド：（毎月決算型）

アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）：（年1回決算型）

平素は「アジア好利回りリート・ファンド/アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。当ファンドの足元の運用状況や市場動向、今後の見通しについてご報告いたします。

当ファンドは2023年10月末以降、上昇基調で推移

- 当ファンドのパフォーマンスは、2023年以降概ね横ばいで推移しましたが、2023年10月末以降は値動きが大きいながらも上昇基調で推移しています。アジア・オセアニアリートは国・地域により差はあるものの、世界的な好景気や円安の影響などから上昇しました。次頁より、各国・地域リート市場の動向と今後の見通しをご紹介します。

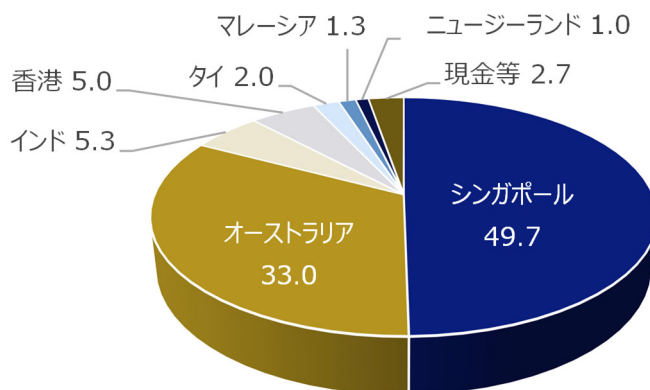
<（毎月決算型）の推移>

2022年12月末～2024年10月末、日次



<当ファンドの国・地域別構成比率とポートフォリオ特性値（％）>

2024年10月末時点



配当利回り*：5.1%

* 各組入銘柄の数値を加重平均した値、予想配当利回りです。

(注1)（毎月決算型）は税引前分配金再投資基準価額、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 国・地域別構成比率は、組入投資信託をシェアクラスとして含む「SMAM アジア・リート・サブ・トラスト」の純資産総額を100%として算出。四捨五入の関係上、合計が100%とならない場合があります。

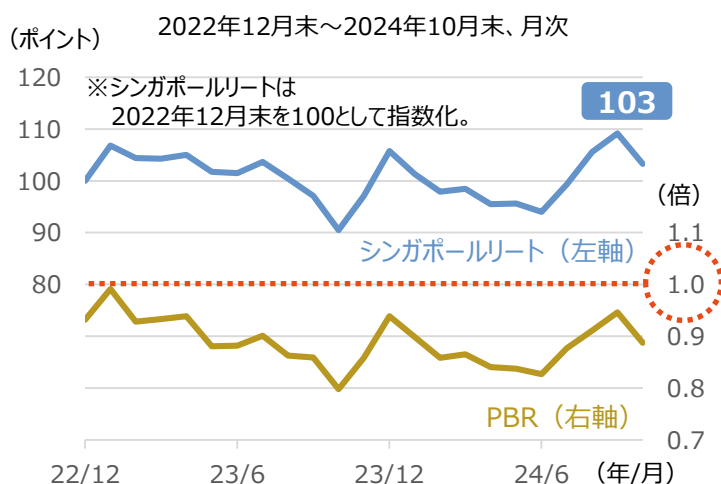
※上記は過去の実績および将来の予想であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは9ページをご覧ください。

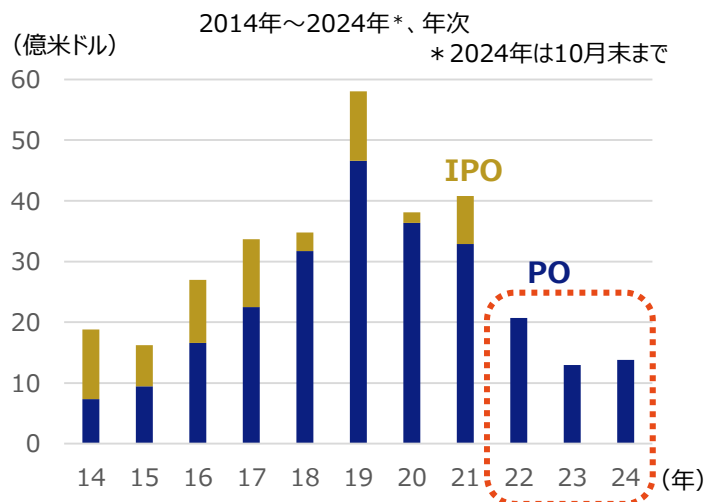
シンガポールリート：外部成長（増資を伴う新規物件取得）に期待

- シンガポールリートは、一進一退の動きが続きましたが、足元では上昇しています。PBR（株価純資産倍率）は1倍割れが続いています。しかし今後、米国では追加金利下げの可能性があり、シンガポールでも国内景気が底堅く推移する中、金利低下が見込まれている点はポジティブな材料と言えます。
- IPO（新規公開株式）、PO（公募・売出し）による資金調達量は、2022年から2023年には金利上昇などを背景に減少しましたが、世界的な金利上昇の影響が緩和されれば、増資を伴う外部成長が再び活性化し、シンガポールリートのドライバーになると期待されます。

＜シンガポールリートとPBR＞



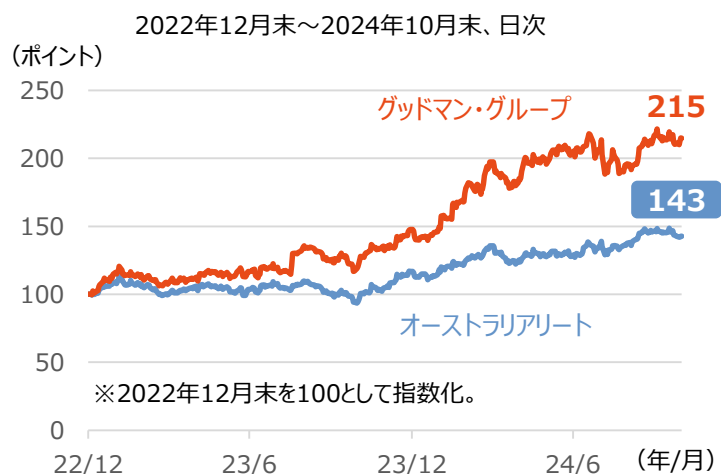
＜シンガポールリートのIPO、POによる資金調達額＞



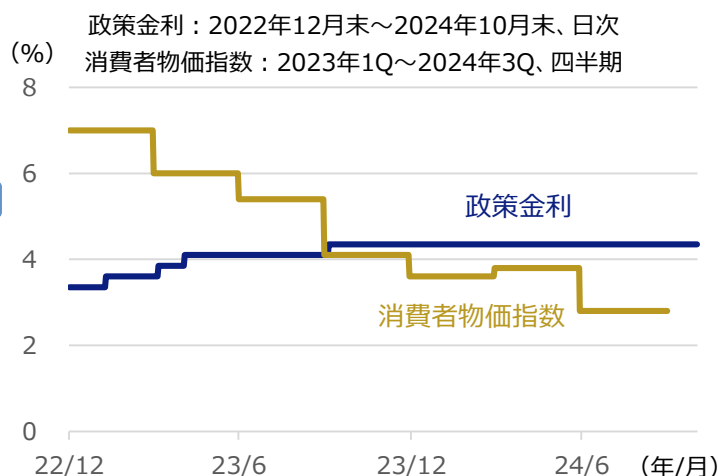
オーストラリアリート：インフレ率の低下に伴う利下げがサポート要因

- オーストラリアリートは、国内では時価総額最大の産業用施設リートであるグッドマン・グループがけん引役となり、上昇しました。
- インフレ率低下による利下げ期待が、リート市場のサポート要因になるとみています。IMFのGDP成長率予想で2025年～2029年は2%を超える成長率が見込まれること、人口増加が予想されていることなどから、リート市場の中長期的な成長が期待されます。

＜オーストラリアリートとグッドマン・グループ＞



＜オーストラリア政策金利と消費者物価指数＞



(注1) 各国・地域リートはS&Pリート指数の各国・地域指数（いずれも現地通貨ベース、配当込み）、個別銘柄はリート価格（現地通貨ベース）。

(注2) 消費者物価指数は前年同期比。

(出所) Bloomberg、FactSet、IMF（2024年10月）のデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績および将来の予想、当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

※上記は投資対象銘柄の例示を目的とするものであり、当ファンドにおいて当該銘柄に投資をするとは限りません。また当該銘柄を推奨するものではありません。

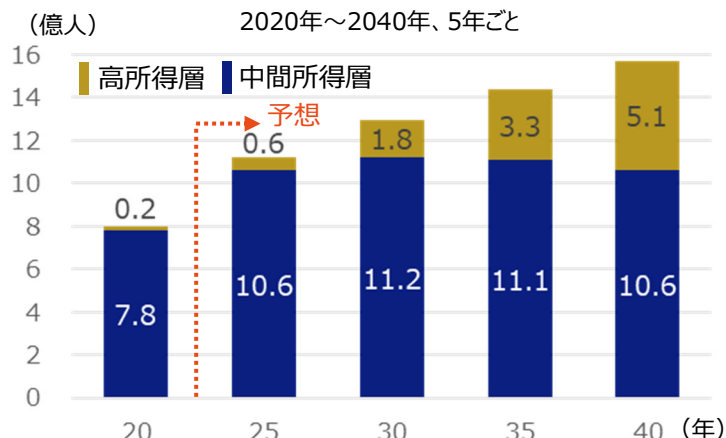
インドリート：都市化の進展や所得の増加による中長期的な成長を期待

- インドは若年層（年齢中央値は29.1歳）が多く、今後も高い経済成長に伴う都市化の進展や中・高所得層人口の増加に伴う消費の拡大が見込まれています。多くのグローバル企業の拠点シフト・増強によるオフィスリートへの需要増加や、消費拡大に伴う商業施設リートの収益拡大が期待されています。

＜インドリート＞



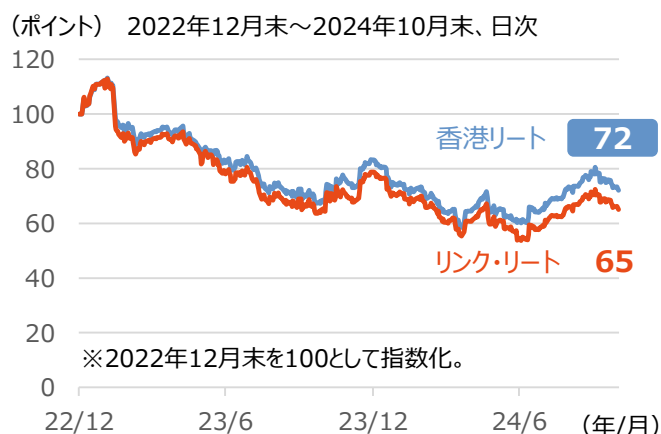
＜インドの中間・高所得層の人口＞



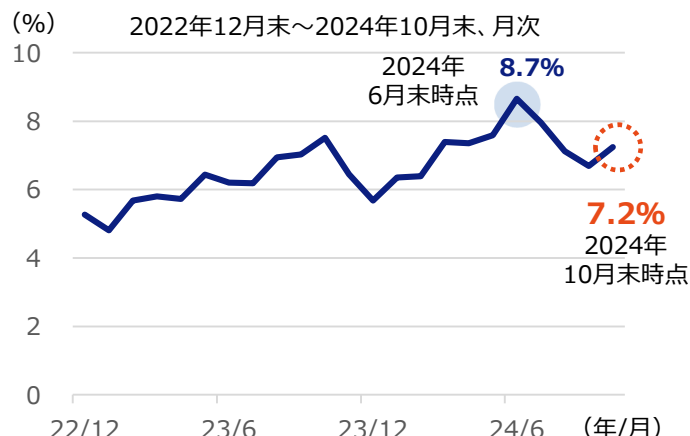
香港リート：割安感と中国の景気刺激策から足元で反発するも、先行きには不透明感

- 香港リートは時価総額の8割以上を占めるリンク・リート（香港最大のリート、主にショッピングモールや駐車場などの商業物件を所有・運営）の下落が続き、7月以降は割安感などから反発したものの、その後も値動きが大きくなっています。
- 金融政策で連動する米国では利下げが継続する可能性が高く、借入コストの縮小は中期的にポジティブです。一方で構造的には、人民元安等を背景とした香港域内からの消費流出傾向など、消費軟化が継続しており、当面は変動性の高い状況が継続するとみています。

＜香港リートとリンク・リート＞



＜リンク・リーートの配当利回り＞



(注1) 各国・地域リートはS&Pリート指数の各国・地域指数（いずれも現地通貨ベース、配当込み）、個別銘柄はリート価格（現地通貨ベース）。

(注2) 中間所得層とは年間世帯可処分所得が5,000米ドル超35,000米ドル以下の所得層。高所得層は、35,000米ドル超の所得層。2025年以降はEuromonitor Internationalによる予想。

(出所) Bloomberg、FactSet、Euromonitor Internationalのデータを基に委託会社作成

※上記は過去の実績および将来の予想、当資料作成時点の見通しであり、当ファンドの将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

※上記は投資対象銘柄の例示を目的とするものであり、当ファンドにおいて当該銘柄に投資をするとは限りません。また当該銘柄を推奨するものではありません。

運用方針

- 今後もファンドの基本コンセプトである、「収益の成長性に加え、配当利回りなどのバリュエーション（投資価値評価）に着目した運用」を行います。外部環境にも留意しながら、引き続き個別銘柄選択を重視し、ファンドを特徴づける魅力的な銘柄群に投資する方針です。
- アジア・オセアニアリートにおいてESGリサーチを行っています。ESGリサーチを活用したリートとの対話を通じて、リートの企業価値の向上を図り、ひいてはファンドのパフォーマンスの改善、リート市場のサステナビリティ（持続可能性）向上を推進していく方針です。

基準価額等の推移



（注1）基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

（注2）税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績および当資料作成時点の運用方針であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

※当ファンドでは、ESG評価を銘柄選択およびエンゲージメント（建設的な目的を持った対話）において考慮していますが、ESG評価は運用プロセスの主要な要素ではありません。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは9ページをご覧ください。

ファンドの特色

※ 各ファンドの略称として、それぞれ以下のようになっています。

アジア好利回りリート・ファンド : (毎月決算型)
 アジア好利回りリート・ファンド (年1回決算型) : (年1回決算型)

1. 主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託（リート）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※リートとは

不動産投資信託のことで、英語のReal Estate Investment Trustの頭文字をつなげて「REIT（リート）」と呼ばれています。多くの投資者から資金を集めて不動産に投資し、主にその賃料を基にした利益に応じて配当金を支払うしくみの商品です。

2. 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

3. (毎月決算型)は毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

(年1回決算型)は年1回決算を行い、分配金額を決定します。

- (毎月決算型) : 原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
- (年1回決算型) : 原則として毎年9月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
- 分配金額は、委託会社が分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 不動産投資信託（リート）に関するリスク

【リートの価格の下落は、基準価額の下落要因です】

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

【債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です】

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

■ 為替変動リスク

【円高は基準価額の下落要因です】

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

■ カントリーリスク

【投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です】

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

■ 流動性リスク

【市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です】

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

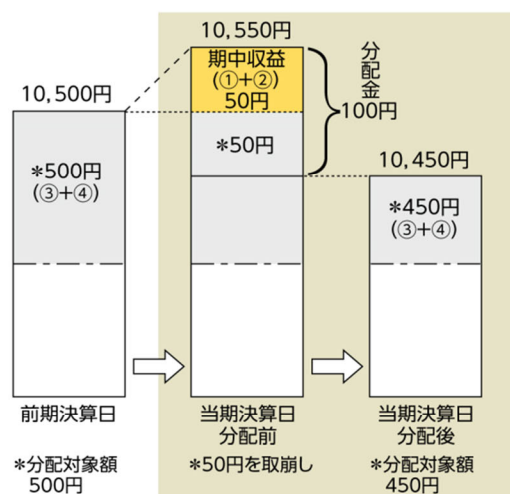
ファンドで分配金が
支払われるイメージ



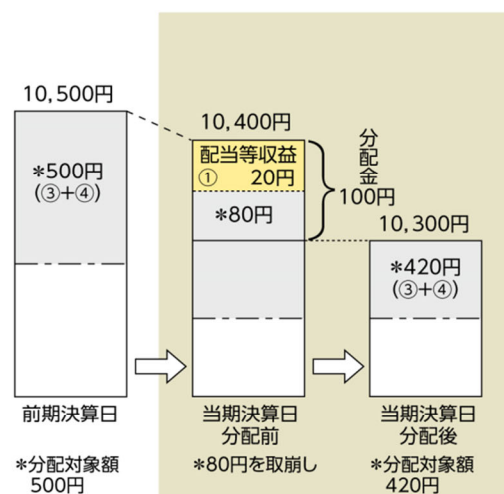
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]



[前期決算日から基準価額が下落した場合]

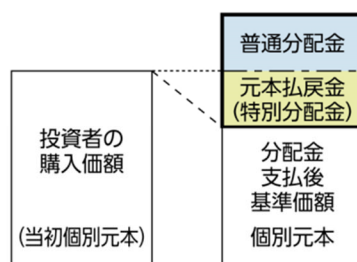


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

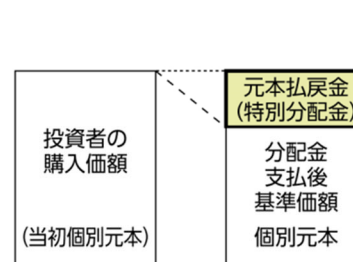
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]



※ 元本払戻金 (特別分配金) は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金 (特別分配金) 部分は **非課税扱い** となります。

[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

信託期間

（毎月決算型） 2035年9月12日まで（2011年9月30日設定）

（年1回決算型）無期限（2015年6月12日設定）

決算日

（毎月決算型） 毎月12日（休業日の場合は翌営業日）

（年1回決算型）毎年9月12日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

（毎月決算型） 決算日に、分配方針に基づき分配を行います。（委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。）

（年1回決算型） 決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。（委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。）

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。
- （年1回決算型）は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- （毎月決算型）は、NISAの対象ではありません。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- シンガポールの取引所の休業日
- 香港の取引所の休業日
- オーストラリアの取引所の休業日
- シンガポールの銀行の休業日
- 香港の銀行の休業日
- メルボルンの銀行の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日

スイッチング

販売会社によっては、（毎月決算型）および（年1回決算型）の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.85%（税抜き3.50%）を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.133%（税抜き1.03%）の率を乗じた額です。
※投資対象とする投資信託の運用管理費用を含めた場合、年1.833%（税抜き1.73%）程度となります。ただし、投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。
上記の料率は、2024年3月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。
 - その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当の方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ： https://www.smd-am.co.jp コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理等を行います。 三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3283号	○	○	○			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○		○	○		※1
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	○		○	○		※1 ※9
a u カブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○		
S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○		※2
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第169号	○					※1 ※3
九州 F G 証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第18号	○					※2 ※1
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第392号	○					※1
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3198号	○					※1
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○					※1
J トラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	○					※1
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○		○			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○		○			※1
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第1号	○					※1
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○					
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第108号	○	○	○	○		※1
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○					※1
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○	○				※1
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第25号	○					※1
西日本シティ T 証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第75号	○					
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○	○		○		※1
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○		
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第29号	○					
P W M 日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第50号	○	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○					※1
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○		○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○		
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第172号	○					※1

備考欄について

※1：「アジア好利回りリート・ファンド」のみのお取扱いとなります。※2：ネット専用※3：新規の募集はお取り扱いしておりません。

※9：2024年11月20日よりお取扱いを開始する予定です。

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○			
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○					※1
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第12号	○					※1
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第8号	○			○		
株式会社イオン銀行（仲介）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○					※4
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第6号	○			○		※1
株式会社SBI新生銀行（SBI証券仲介）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○		※5 ※6
株式会社SBI新生銀行（マネックス証券仲介）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○		※5 ※4
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第2号	○					※1
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第7号	○			○		※1
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第14号	○					※1
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○					※1
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○			○		※1
株式会社京都銀行（仲介）	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○			○		※1 ※7
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○			○		※1
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○			○		※1
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○					※1
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第8号	○					※1
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○					※3 ※1
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第7号	○			○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○		※1
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○	○		○		※1
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○					
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第47号	○			○		
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第14号	○					
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○					※1
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第17号	○					※1
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第44号	○					※1
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○					※1
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	○					

備考欄について

※1：「アジア好利回りリート・ファンド」のみのお取扱いとなります。※3：新規の募集はお取り扱いしておりません。※4：委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社
 ※5：「アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）」のみネット専用※6：委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券※7：委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融一般社団法人 先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○				※1
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○				※1
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○				※1 ※2
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○				※1
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第52号	○				※1
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第14号	○				※1
Pay Pay 銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○		○		
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○				
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○	○	○		
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○		○		※1
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○				※1
株式会社U I 銀行（仲介）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第673号	○				※2 ※1 ※8

備考欄について

※1：「アジア好利回りリート・ファンド」のみのお取扱いとなります。※2：ネット専用※8：委託金融商品取引業者 きらぼライフデザイン証券株式会社

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2024年10月末



三井住友DSアセットマネジメント

Be Active.